

沖縄の離島における廃棄物処理施設の整備について

平成 21 年 9 月

内 閣 府

沖縄の観光資源である恵まれた環境資源の活用と県民の生活環境の向上を図る上で、漂着ごみを含むごみの適正処理、資源ごみのリサイクル等は重要な課題であることから、内閣府においては、離島を含む沖縄県の市町村に対し、ダイオキシン対策に即したごみ焼却施設の整備や基準に適合した最終処分場の整備を進めているところ。

○ 離島における整備実績（平成 21 年 9 月現在）

焼却施設	12 市町村 16 島
最終処分場	11 市町村 11 島

○ 離島における整備予定

焼却施設（新設）	2 町村 2 島
最終処分場	1 村 1 島

漂流・漂着ゴミ問題に対する外務省の取組

平成 21 年 9 月

外 務 省

1. 多数国間における取組

- (1) 我が国、中国、韓国、ロシアが参加する北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP: Northwest Pacific Action Plan)の枠組みにおいて、漂流・漂着ゴミに関する海岸部での実態調査及び収集活動(ICC: International Coastal Cleanup Campaign)事業を、普及啓蒙活動と共に実施。これまでに、我が国は財政面も含めイニシアティブを発揮。

(我が国財政拠出による ICC 開催)

2006 年 9 月	山形県酒田市
2007 年 6 月	中国山東省日照市
2008 年 9 月	ロシア・ウラジオストク



(2008 年 ロシアウラジオストクでの ICC の様子)

- (2) この事業を通じ、ICC に係る経験や知見を NOWPAP 参加国、関連国際機関、地元の市民社会と共有することにより、今後、各国政府、国際機関、地方自治体、NGO 等の関係者間で連携した漂流・漂着ゴミ問題への取組を促していく。

2. 平成 22 年度予算案

漂流・漂着物対策拠出金

平成 22 年度 5,424 千円 (US54,240ドル) (平成 21 年度 5,587 千円(US54,240ドル))
NOWPAP 参加国、国際機関、NGO、地元市民等との間で、漂流漂着物に関する我が国が有する知見を共有し、国際的な漂流漂着物対策に係る取組を促進するため、引き続き漂流・漂着ゴミの実態調査・収集活動(ICC)を実施する。

(了)

○地球環境の悪化

地球温暖化の防止、自然環境の保全、再生をはじめ、環境保全上の課題が山積

「北海道洞爺湖サミット議長総括」(H20.7.9)
排出量の50%削減を達成目標とする
ビジョンの採択を求める。

「教育振興基本計画」(H20.7.1閣議決定)
○環境教育の推進
○持続可能な社会の構築に向けた教育
に関する取組の推進

「低炭素社会づくり行動計画」(H20.7.29閣議決定)
○低炭素社会や持続可能な社会について学ぶ
仕組み
○NGO・地域グループの取組支援

「環境保全のための意欲の増進及び環境教育
の推進に関する法律」(H15法律第130号)
・基本理念と基本方針の策定
・人材認定等事業の登録 など

国民、NPO、事業者等による環境保全への理解と取組の意欲を高めるため、環境教育の振興や体験機会、情報の提供が必要

教育内容の改善・充実

◆新学習指導要領における環境に関わる内容の一層の充実

社会科や理科、技術・家庭科などの関連の深い教科を中心に、環境教育に関
わる内容の一層の充実(平成20年3月に小・中学校学習指導要領を改訂)

教員の指導力の向上

- ◆環境教育・環境学習指導者養成基礎講座の開催 6百万円(6百万円)
環境省との連携協力により、教員等に対する講習会を開催する。
- ◆環境教育指導者養成研修

環境教育に関する優れた実践の促進及び普及

◆環境教育実践普及事業

19百万円(20百万円)

環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の全国普及を図る。

- ・環境のための地球学習観測プログラム(GLOBE)への参加
- ・環境教育に関する実践発表大会(全国大会)
- ・環境教育普及用リーフレットの作成・配布



◆新しい環境教育の在り方に関する調査研究

60百万円(30百万円)

学校を含め、地域が一体となって持続可能な開発のための教育に対応した環
境教育を実践する地域の指定等の調査研究を行う。

(地域指定:7地域、環境学習プログラムの体系的開発等)

◆豊かな体験活動推進事業

1,079百万円(1,012百万円)

児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、他校のモデルとなる体験活
動を実施し、その成果を全国に普及させることで、小・中・高等学校等におけ
る豊かな体験学習を推進する。

環境を考慮した学校施設等の整備推進

◆エコスクールの整備推進に関するパイロットモデル事業

環境を考慮した学校施設の整備促進(農林水産省、経済産業省、環境省と
の協力)

◆屋外教育環境施設の整備

校庭の芝生化や学校ビオトープなどの屋外環境の一体的な整備充実

ESD関連の国際的な教育関連事業の推進

◆持続発展教育(ESD)に関する日米教員交流プログラム

◆日本／ユネスコパートナーシップ事業

120百万円(28百万円)

諸外国や国際機関等と連携し、二国間や多国間で共通する教育課題等に
的確に対処するため、教員交流や専門家派遣等を通じて、国際的な教育
関連事業を推進する。

環境に関する子どもの体験活動の推進

◆青少年体験活動総合プラン

203百万円(264百万円)

小学校における長期自然体験活動の指導者養成等必要な支援に取り組む
とともに、青少年の課題に対応した体験活動を推進する。

◆「子どもゆめ基金」事業

2,300百万円(2,300百万円)

◆省庁連携による子どもの体験活動の場の整備

◆国立青少年教育施設における指導者養成及び体験活動の機会と場
の提供

環境に関する学習の充実

◆優れた社会教育重点推進プラン

76百万円(新規)

地域が抱える環境保全や防災をはじめとした課題を解決するために、社会教
育施設など様々な機関・団体によるコンソーシアムが実施する優れた社会教
育の取組を重点的に推進し、全国的な普及を図り、地域の教育力の向上を目
指す。



治山事業に係る平成21年度予算について

～ 災害に強い森林づくりの推進 ～

林 野 庁

対策のポイント

近年の局地的な豪雨の頻発や地震等による大規模な山地災害の発生を踏まえ、住民参加型の先駆的かつ総合的な減災対策等の「犠牲者ゼロ」に向けた効果的・効率的な治山対策を推進し、地域の安全・安心の確保を図る。

【治山事業 平成21年度 99,190百万円（平成20年度 105,250百万円）】

○ 平成21年度における主な新規施策等

（１）地域の安全・安心の確保に向けた治山対策の推進

近年の局地的な豪雨の頻発や地震等による大規模な山地災害の発生を踏まえ、地域の警戒避難体制の整備と、緊要度に応じた施設整備を一体的に行う住民参加型の総合的な減災対策を実施。

また、山村集落周辺の荒廃森林等を対象に、治山施設等の整備と地域住民等の参画による効果的な水源林の整備を推進。

（２）災害に強い森林づくりによる流木対策の推進

流木災害の発生が懸念される流域において、流木防止対策を計画的に実施する「総合的な流木災害防止対策事業」等を推進。

また、飛砂や高潮等による被害を防止・軽減する海岸防災林等の保安林において、森林造成の妨げとなる流木等の除去対策を実施。

（３）岩手・宮城内陸地震による大規模山地災害への対応

平成20年岩手・宮城内陸地震災害による山地災害のうち、規模が著しく大きく高度な技術を要する箇所について、民有林直轄治山事業に新規着手。

平成21年度漂流・漂着ゴミ対策事業について

平成21年9月18日
水 産 庁

1 水域環境保全創造事業 2,800 (0) 百万円の内数

資源生産力の向上及び漁港漁場の水域環境の改善を効率的に推進するための漁港・漁場の一体的な水域環境保全対策の推進を図ることを目的として、堆積物の除去等を行う。

〔 ※ 平成20年度までの漁場環境保全創造事業（20年度当初予算3,658百万円の内数）を漁港水域環境保全対策事業と統合し、当該事業に整理。 〕

2 漁場漂流・漂着物対策推進事業 75 (79) 百万円

漁場に漂流・漂着する大量のゴミの中には外国由来のものも存在し、その種類は多岐に渡るとともに、県域を越えて広範囲に漂流・漂着することから、原因者を特定できないものが大部分であり、漁業者等が回収・処理せざるを得ない状況となっている。そのため、以下の事業を実施する。

(1) 漂流・漂着物処理推進モデル事業

漂流・漂着物の発生源対策として、漁業系資材の漁網、発泡スチロール製のフロート及びプラスチック製品について、モデル地域を選定し、その処理費用の軽減方策及びリサイクル技術の開発・推進を図る。

(2) 漁場漂流物対策推進事業

漁業者が漁業活動中に回収した漂流物の処分を推進することにより、漁場を保全し被害の拡大を防ぐとともに、水産物の品質向上、安定供給を図る。

3 漁場環境・生物多様性保全総合対策事業 6 (13) 百万円 (漁場環境保全活動促進事業)

漁協及びNPO等が行う海浜、河川、湖岸、後背地の清掃活動及び森づくり等の漁場環境・生物多様性維持保全のための活動に関する現地での取り組み状況の把握やその効率的な取り組みに向けた検討を行い、活動主体間の連携強化を図る。

漂流・漂着物対策に資する経済産業省の施策

平成 21 年 9 月 18 日
経 済 産 業 省

平成 18 年 6 月に環境省が海岸管理者に対して行った漂流・漂着ゴミアンケートでは、漂流・漂着ゴミの運搬・保管や処分に苦慮しているものとして、流木や漁具類に次いで、ペットボトル、ビン・缶、ポリ容器等の容器包装も挙げられている。これらの漂流・漂着ゴミには、海外からの漂着物も含まれているが、国内で発生したものも含まれている。

このため、国内において、事業者による容器包装廃棄物の排出抑制等を促進することは、漂流・漂着ゴミに対する対策としても有効であると考えられる。

1. 容器包装リサイクル法に基づく排出抑制の促進

同法では、家庭など一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物について、その減量化と資源の有効利用を図るため、消費者による分別排出、市町村による分別収集、事業者のリサイクル義務を規定している。また、平成 18 年 6 月に成立した一部改正法において導入された、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための措置も平成 19 年 4 月より施行され、小売業者におけるレジ袋対策等の強化が図られたところ。

2. 3R の普及啓発

毎年 10 月を「3R 推進月間」と位置づけて普及・広報活動を行っている。

※内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省の 8 府省で実施。

主な取り組み

- | | |
|--------------------------|---------------------------|
| ・河川巡視等による早期発見・対応、連携した監視等 | 109水系、122ダム・堰(直轄、機構) |
| ・河川・ダム等に貯留した流木・ゴミ等の処理 | 109水系、122ダム・堰(直轄、機構) 約5万t |
| ・流域の住民との連携による清掃活動の実施 | 102水系 延べ約66万人参加 |
| ・ゴミマップの作成、看板設置による普及啓発等 | 106水系作成(ゴミマップ)(H21.3末) |



取り組みの強化

連携体制の強化

- ・全国一級河川の水質汚濁防止連絡協議会等の組織を活用し、関係機関が連携して河川ゴミ対策に取り組む体制を強化
- ・協議会等で不法投棄発見時の関係機関への連絡体制をルール化
- ・関係機関による合同パトロール等の取り組みを強化



関係機関の連携



合同パトロールの実施

啓発活動の推進

- ・市民と連携し、ゴミマップ等を活用した環境教育や清掃活動を実施
- ・ゴミマップを環境教育、清掃活動等の場で配布、活用
- ・小・中・高等学校等の教育機関と連携し、清掃活動の実施や職員による出前講座等の中で、不法投棄抑止の啓発活動を推進



河川ゴミの調査

河川管理の強化

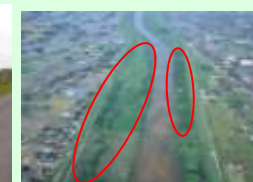
- ・監視体制の強化、河道内樹木の計画的伐採
 - 投棄させない環境づくり・監視強化
ゴミマップ等を活かした看板の設置、監視カメラの設置等を引き続き実施
 - 治水上支障となる河道内樹木の伐採を維持管理に関する計画に位置づけ、計画的に実施



夜間巡視



見通しの向上



計画的伐採

港湾局における漂流ゴミ対策

- 船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海において、海面に浮遊する流木等のゴミや船舶等から排出した油の回収及び環境調査等を実施。
- 海洋短波レーダによって観測された海洋表層流況データにより、ゴミの集まる位置を予測して効率的なごみ回収を実施。

環境整備船による流出油監視・漂流ゴミ回収

環境整備船「白龍」(名古屋港)(H21.2月就航)



津・海上アクセス船「フェニックス号」



流木に接触3、4日欠航へ
伊勢新聞 H17.7.26



流木の接触によるブームの变形



- 4海域の閉鎖性海域(22,650km²)を対象
- 当該海域に11隻の環境整備船を配備

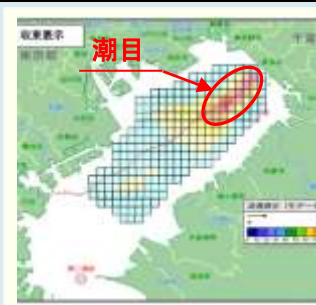
流木等漂流ゴミの回収状況



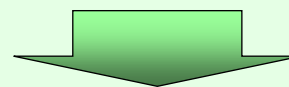
海洋短波レーダの活用



海洋短波レーダ



流れが集中する「潮目」分析技術の開発



潮目におけるゴミ集積状況



効率的なゴミ回収



海岸部局における漂着ゴミ等に係る対策について

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業

○ 目的：洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したものと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施

○採択基準：

堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1キロメートル以内の区域に漂着し、その漂着量が1,000m³以上

本事業の対象となる流木及びゴミ等の漂着範囲が複数の海岸であり、関係者が協働して一体的・効率的に処理する場合には、事業主体数にかかわらず漂着量の合計が1,000m³以上であれば、補助対象となる。

○事業実施主体：

海岸管理者（都道府県、市町村）

○補助率：1/2

（複数の海岸に堆積した漂着ゴミの処理）



複数の海岸を対象範囲とし、漂着量の合計が1,000m³以上の漂着ゴミを対象



海岸漂着ゴミや流木等の状況と海岸の清掃状況

事業制度周知のための取組

○海岸部局が連携して、地方ブロック別に事業の制度周知を目的とした事業主体に対する説明会を実施（平成20年度は全国10の地方ブロックで開催済）

○今後も事業制度周知や活用のための取組を推進

気象庁における海岸漂着物対策に関連する取組

－ 日本周辺海域及び北西太平洋の浮遊プラスチック等の監視 －

気象庁 地球環境・海洋部

1 監視の概要

季節ごとに日本周辺海域及び北西太平洋の定まった航路上（観測定線）を航行する海洋気象観測船によって、浮遊プラスチック等の海上漂流物の目視観測を実施。

2 結果の公表

観測した浮遊プラスチック等の海上漂流物の分布、種類、浮遊数の経年変化などを、洋上の漂流物による汚染を示す指標として、気象庁のホームページなどで公表。

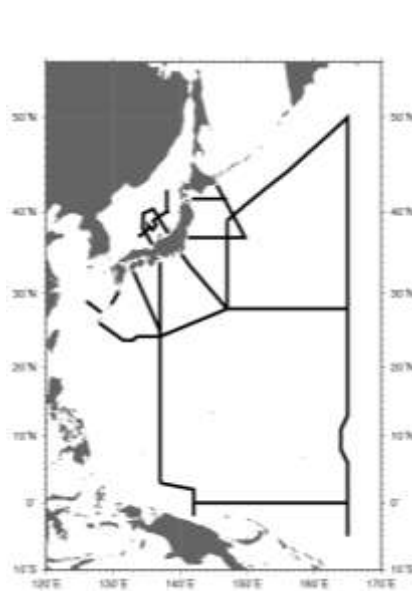


図1 海洋気象観測船の観測定線

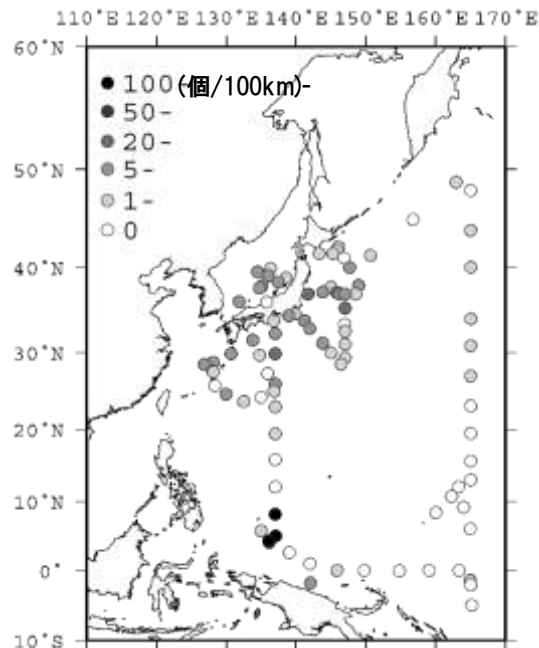


図2 浮遊プラスチック等の

海上漂流物の目視観測の一例

（2008年夏季、100kmあたりの個数）

海洋環境保全の指導・啓発活動(その1)

海事・漁業関係者及び事業者を対象として、**海洋環境保全講習会**の開催や**訪船指導**を実施

- ・廃棄物の適正処理の指導
- ・不注意による油などの排出を防止するための技術的な指導
- ・廃棄物・廃船の不法投棄や油等の違法排出を防止するための関係法令の周知 など

6月1日～30日までを**海洋環境保全推進月間**として、集中的に海洋環境保全の指導・啓発活動を実施

海洋環境保全講習会



漁船やタンカーへの訪船指導



啓発用
リーフレット



海洋環境保全の指導・啓発活動(その2)

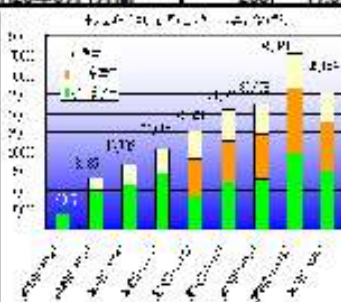
陸域からの汚濁負荷は、一般市民生活から発生するゴミや生活排水が大部分を占めている
海洋環境保全教室、未来に残そう青い海図画コンクールの開催、海岸漂着ゴミ分類調査の実施

⇒ 一般市民、特に子供の“海をきれいにする心”を育てる



海洋環境保全教室(紙芝居)

実施期間	週間/月間	海洋環境保全教室 実施回数	参加人数
H15年6月	週間	256	18,218
H15年11月	週間	115	5,796
H16年6月	週間	282	15,425
H16年11月	週間	90	5,031
H17年6月	週間	241	13,453
H17年11月	週間	126	6,922
H18年6月	週間	189	11,778
H18年11月	週間	120	8,101
H19年6月	月間	267	14,138
H20年6月	月間	250	17,576



漂着ゴミ分類調査 実施回数及び参加人数の推移

年	回数	人数	備考
平成12年	26	—	参加人数不明
平成13年	50	3708	
平成14年	73	5803	
平成15年	110	6981	
平成16年	131	11669	
平成17年	130	8860	
平成18年	103	5472	
平成19年	92	8511	
平成20年	79	6585	
合計	715	51004	



海洋環境保全教室(水質検査)



未来に残そう青い海
図画コンクール



漂着ゴミ分類調査

環境省による漂流・漂着ゴミ問題への主な取組

環 境 省

I 平成 20 年度第 2 次補正予算**○ 漂流・漂着ゴミ重点海岸クリーンアップ事業
(平成 20 年度第 2 次補正 300 百万円)**

外国由来のゴミが大量に集積している海岸を重点海岸として選定し、国が緊急的にクリーンアップ事業を実施する。

II 平成 21 年度予算**○ 漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査
(平成 21 年度 188 百万円 (平成 20 年度 350 百万円))**

モデル地域において、漂流・漂着ゴミに関する各種調査を実施するとともに、地域の関係者による検討会を開催し、地域の実情に応じた漂流・漂着ゴミの回収・処理方法及び対策のあり方を整理する。

※ 平成 19～20 年度は、7 県 11 海岸において調査を実施。

**○ 災害等廃棄物処理事業費補助金
(平成 21 年度 200 百万円 (平成 20 年度 200 百万円))**

災害に起因又は災害に起因しないが、海岸保全区域外の海岸に大量に漂着したごみを、市町村等が収集・運搬及び処分する場合、当該処理事業について支援する。

**○ 廃棄物処理施設整備費 (循環型社会形成推進交付金)
(平成 21 年度 73,019 百万円の内数 (平成 20 年度 79,649 百万円の内数))**

市町村が漂着ごみを含む廃棄物の処理を行うために必要な廃棄物処理施設の整備について支援する。

**○ 不法投棄等の未然防止及び拡大防止対策の推進
(平成 21 年度 55 百万円の内数 (平成 20 年度 55 百万円の内数))**

廃棄物処理法に基づく規制強化等を進めるとともに、地方自治体等との連携の下総合的な施策を実施し、不法投棄等の不適正処分の未然防止や拡大防止を推進する。

○ **（新規）漂着ゴミ状況把握手法開発調査**

（平成21年度 8百万円（平成20年度 0百万円））

漂着ゴミのモニタリング実施に当たっての課題等を整理し、地域の関係者との連携による漂着ゴミのモニタリング手法及びそのガイドラインを整理する。

Ⅲ 平成21年度補正予算

○ **地域グリーンニューディール基金（海岸漂着物地域対策推進事業）**

（平成21年度補正 55,000百万円の内数）

都道府県に基金を設置し、都道府県、市町村、地域の関係者により構成された協議会の下、地域計画に基づき実施する海岸漂着物の回収・処理や発生抑制策等の取組に対する支援を行う。

Ⅳ その他の国際的な取組

○ **多国間協力**

日本、中国、韓国、ロシアによる北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）の枠組みにおいて、外務省と連携し、普及啓発キャンペーンや、各国の取組を共有するためのワークショップを開催。

また、日中韓三カ国環境大臣会合において、漂流・漂着ゴミの問題を取り上げ、三カ国で更なる協力が必要との認識を共有。

○ **二国間協力**

海外から廃ポリタンクや医療系廃棄物などの大量漂着が認められた場合、関係地方公共団体等と連携して漂着状況の把握を行い、外務省と連携し、関係国に対して原因究明及び対策実施を要請。

※ 本年2月6日には韓国と実務協議を開催。